

厚生労働大臣が定める手術の施設基準区分

区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出手術等	52件
イ 黄斑下手術等	0件
ウ 鼓室形成手術等	0件
工 肺悪性腫瘍手術等	2件
才 経皮的カテーテル心筋焼灼術等	323件
区分2に分類される手術	
ア 鞣帯断裂形成手術等	24件
イ 水頭症手術等	66件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
工 尿道形成手術等	0件
才 角膜移植術等	12件
力 肝切除術等	11件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	4件
区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	0件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
工 母指化手術等	0件
才 内反足手術等	0件
力 食道切除再建術等	3件
キ 同種腎移植術等	0件
区分4に分類される手術	
腹腔鏡下手術	608件

上記の各手術件数については2025年1月より2025年12月までの件数となります

厚生労働大臣が定める手術の施設基準区分

人工関節置換術	54件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	108件

冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	120件
--	------

経皮的冠動脈粥腫切除術	18件
-------------	-----

経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	12件
不安定狭心症に対するもの	8件
その他のもの	29件

経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	106件
不安定狭心症に対するもの	29件
その他のもの	183件

上記の各手術件数については2025年1月より2025年12月までの件数となります

当該手術は関東信越厚生局に施設基準に適合している症例数となります